

令和2年第3回遠軽地区広域組合議会（臨時会）会議録

1 期 日 令和2年10月13日（火曜日） 10時00分開会
2 場 所 遠軽町議会議場

議事日程

日程第 1 会議録署名議員の指名について
日程第 2 会期の決定について
日程第 3 管理者の行政報告と提出案件要旨説明
日程第 4 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて
日程第 5 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて
日程第 6 承認第3号 専決処分の承認を求めることについて
日程第 7 議案第1号 令和2年度遠軽地区広域組合一般会計補正予算（第2号）

出席議員（11名）

1番	渡部正騎君	2番	村田一志君
3番	山本悟君	4番	秋元直樹君
5番	佐野宣雄君	6番	三田真美君
7番	竹中裕志君	8番	村川勝彦君
9番	山谷敬二君	11番	吉野正剛君
12番	前田篤秀君		

欠席議員（1名）

10番 吉田耕造君

列席者

管 理 者 佐々木 修一君 代表監査委員 村瀬光明君

出席説明員

副 管 理 者 石田昭廣君 副 管 理 者 武田温友君
副 管 理 者 舟木淳次君 会 計 管 理 者 伯谷和昭君

事務局 長	門脇和仁君	次 長	兼田信広君
消防 長		総務課 長	
消防署 長	佐竹信敏君	消防課 長	会田政敏君
予防課 長	涌島正隆君	衛生施設課 長	田宮克彦君
出納課 長	菊地哲生君	総務課主幹	兼田篤君

事務局出席者

事務局	中村正憲君	事務局	齊藤有眞君
事務局	阿部楓馬君		

10時00分 開会

○議長（前田篤秀君）

本日をもって、招集されました、令和2年第3回遠軽地区広域組合議会臨時会を開会いたします。

ただちに、本日の会議を開きます。

会議に先立ちまして、事務局をして、諸般の報告をいたさせます。

○事務局（中村正憲君）

ご報告いたします。

本日の出席議員は、11名であります。

なお、10番、吉田議員より本日欠席の届出があります。

定足数に達しております。

本日の列席者は佐々木管理者、村瀬代表監査委員であります。

次に、地方自治法第121条の規定による説明員、事務局よりの出席者につきましては、お手元に配布のとおりであります。

本日の議事日程は7までとなっております。

なお、工事と物品の発注状況を配布しておりますので、お目通しのほど、お願いいたします。

以上で、報告を終わります。

○議長（前田篤秀君）

日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。

本日の会議録署名議員には、会議規則第84条の規定により、1番、渡部議員、11番、吉野議員を指名いたします。

日程第2「会期の決定について」を議題といたします。

お諮りいたします。

会期は本日1日としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日と決定いたしました。

日程第3「管理者の行政報告と提出案件要旨説明」を求めます。

佐々木管理者。

○管理者（佐々木修一君）

令和2年第3回遠軽地区広域組合議会臨時会の開会にあたりまして、一言ご挨拶申し上げます。本日、ここに遠軽地区広域組合議会を招集いたしましたところ、議員の皆様には時節柄、公私ともご多忙の中、ご参集いただきまして厚くお礼を申し上げます。

はじめに、令和2年度の各事業の執行状況につきましては、ごみ焼却施設事業、し尿等処理事業及びリサイクル事業いずれも、機器類の故障もなく順調に操業し、処理が行われている状況であります。

また、一般廃棄物最終処分場の候補地に湧別町福島地区が選定されたことに伴い、8月6日に湧別町の住民を対象とした検討結果に係る住民説明会を開催しております。

次に、消防関係につきましては、本年4月に採用した3名の職員のうち2名が6月より北海道消防学校に入校しておりましたが、無事に初任教育を終え、各配属先で勤務しております。

もう1名の職員についても9月下旬より入校し、約5か月間の教育が開始されております。

9月末日現在の火災発生件数につきましては、建物火災が8件、車両火災が6件、林野火災が1件、その他火災4件の合計19件で、昨年同時期と比較しますと3件減となっております。

なお、9月26日夜には佐呂間町富丘でD型ハウス1棟が全焼し、内部の牧草ロールなどを焼損する建物火災が発生しております。

今後も貴重な財産の消失や、痛ましい犠牲者を出さないよう地域住民に火災予防に対する一層の注意喚起を図ってまいりたいと考えております。

救急出場状況に関しましては、9月末日現在1,160件で、前年比95件の減となっております。搬送人員は1,095人で、85人の減少となっております。

次に、今議会に提案致しました議案の概要について、ご説明申し上げます。

承認第1号から承認第3号「専決処分の承認を求めることについて」は、当組合が加入しております、北海道市町村職員退職手当組合理約、北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約、北海道市町村総合事務組合理約の変更について、いずれも構成団体の脱退により専決処分をいたしましたので、議会に承認を求めるものであります。

議案第1号「令和2年度遠軽地区広域組合一般会計補正予算（第2号）」については、歳入に各町の広域組合負担金、衛生費国庫補助金を減額、繰越金を追加するものであります。

歳出については、衛生費に最終処分場整備事業に係る委託事業の見直しに伴う減額、消防費に感染症対策に伴う救急業務消耗品、感染症患者搬送装置に係る経費を追加するものであります。

また、最終処分場整備事業の実施時期の変更に伴い継続費の見直しを行うものであります。

以上が、本議会に提案いたしました議案の概要であります。

議案につきましては、担当課長等から詳細に説明いたしますので、ご協賛賜りますようお願い申し上げます。第3回遠軽地区広域組合議会臨時会の開会にあたりましての、ご挨拶といたし

ます。

○議長（前田篤秀君）

日程第4、承認第1号「専決処分の承認を求めることについて」、日程第5、承認第2号「専決処分の承認を求めることについて」、日程第6、承認第3号「専決処分の承認を求めることについて」を議題とします。

以上3件は関連がありますので、一括議題とします。

上程の順により、提出者の説明を求めます。

兼田次長。

○次長（兼田信広君）

承認第1号「専決処分の承認を求めることについて」をご説明いたします。

地方自治法第286条第1項の規定により、北海道市町村職員退職手当組合理約の変更について、別紙のとおり専決処分したので、地方自治法第179条第3項の規定により報告し、承認を求めるものであります。

次ページをお開きください。

専決処分書、地方自治法第286条第1項の規定により、北海道市町村職員退職手当組合理約を別紙のとおり変更し、専決処分するものであります。

専決処分を行った日は、令和2年8月31日であります。

提案理由といたしまして、北海道市町村職員退職手当組合から山越郡衛生処理組合及び奈井江、浦臼町学校給食組合が脱退することに伴う規約の一部変更について、組合議会を招集し協議する時間的余裕がないことから、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分を行ったものであります。

別紙、内容を省略いたしまして、次ページ、別添参考資料、北海道市町村職員退職手当組合理約新旧対照表をお開き願います。

別表（2）渡島管内の項中「山越郡衛生処理組合、」を削ります。

空知管内の項中「、奈井江、浦臼町学校給食組合」を削ります。

別紙に戻っていただきまして、附則としまして、この規約は地方自治法第286条第1項の規定による総務大臣の許可の日から施行するものであります。

以上で承認第1号の説明を終わります。

次に承認第2号「専決処分の承認を求めることについて」をご説明いたします。

地方自治法第286条第1項の規定により、北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約の変更について、別紙のとおり専決処分したので、地方自治法第179条第3項の規定により報告し、承認を求めるものであります。

次ページをお開きください。

専決処分書、地方自治法第286条第1項の規定により、北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約を別紙のとおり変更し、専決処分するものであります。

専決処分を行った日は、令和2年8月31日であります。

提案理由といたしまして、北海道町村議会議員公務災害補償等組合から山越郡衛生処理組合、奈井江、浦臼町学校給食組合及び札幌広域圏組合が脱退することに伴う規約の一部変更について、

組合議会を招集し協議する時間的余裕がないことから、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分を行ったものであります。

別紙、内容を省略いたしまして、次ページ、別添参考資料、北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約新旧対照表をお開き願います。

別表第1中「山越郡衛生処理組合」、「奈井江、浦臼町学校給食組合」、「札幌広域圏組合」を削ります。

別紙に戻っていただきまして、附則としまして、この規約は地方自治法第286条第1項の規定による総務大臣の許可の日から施行するものであります。

以上で承認第2号の説明を終わります。

次に承認第3号「専決処分の承認を求めることについて」をご説明いたします。

地方自治法第286条第1項の規定により、北海道市町村総合事務組合規約の変更について、別紙のとおり専決処分したので、地方自治法第179条第3項の規定により報告し、承認を求めるものであります。

次ページをお開きください。

専決処分書、地方自治法第286条第1項の規定により、北海道市町村総合事務組合規約を別紙のとおり変更し、専決処分するものであります。

専決処分を行った日は、令和2年8月31日であります。

提案理由といたしまして、北海道市町村総合事務組合から札幌広域圏組合、山越郡衛生処理組合及び奈井江、浦臼町学校給食組合が脱退することに伴う規約の一部変更について、組合議会を招集し協議する時間的余裕がないことから、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分を行ったものであります。

別紙、内容を省略いたしまして、次ページ、別添参考資料、北海道市町村総合事務組合規約新旧対照表をお開き願います。

別表第1、石狩振興局の項中「(12)」を「(11)」に改め、「札幌広域圏組合」を削ります。

渡島総合振興局の項中「(16)」を「(15)」に改め、「山越郡衛生処理組合」を削ります。

空知総合振興局の項中「(32)」を「(31)」に改め、「奈井江、浦臼町学校給食組合」を削ります。

別表第2、9の項中「札幌広域圏組合」、「山越郡衛生処理組合」、「奈井江、浦臼町学校給食組合」を削ります。

別紙に戻っていただきまして、附則としまして、この規約は地方自治法第286条第1項の規定による北海道知事の許可の日から施行するものであります。

以上で承認第3号の説明を終わります。

○議長（前田篤秀君）

これより、一括上程いたしました、承認3件の質疑を行います。

質疑は、案件ごとに行います。

これより、承認第1号の質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって、承認第1号の質疑を終わります。

次に、承認第2号の質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって、承認第2号の質疑を終わります。

次に、承認第3号の質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって、承認第3号の質疑を終わります。

これより、一括上程いたしました承認3件を、採決をいたします。

採決は、上程の順により、案件ごとに行います。

これより承認第1号「専決処分の承認を求めることについて」を採決いたします。

本案は、討論を省略して原案のとおり承認することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり承認されました。

次に、承認第2号「専決処分の承認を求めることについて」を採決いたします。

本案は、討論を省略して原案のとおり承認することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり承認されました。

次に、承認第3号「専決処分の承認を求めることについて」を採決いたします。

本案は、討論を省略して原案のとおり承認することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり承認されました。

○議長（前田篤秀君）

日程第7、議案第1号「令和2年度遠軽地区広域組合一般会計補正予算（第2号）」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

兼田次長。

○次長（兼田信広君）

議案第1号「令和2年度遠軽地区広域組合一般会計補正予算（第2号）」についてご説明いたします。

令和2年度遠軽地区広域組合の一般会計補正予算（第2号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1,191万4千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出

それぞれ19億4,955万円5千円とするものです。

補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によりご説明いたします。

継続費の変更は、第2表継続費補正によりご説明いたします。

1ページをお開き願います。

第1表歳入歳出予算補正、歳入からご説明いたします。

1款1項負担金から、841万4千円を減額し、18億1,689万1千円とするものです。

次に3款1項国庫補助金から、600万円を減額し、960万円とするものです。

次に5款1項繰越金に、250万円を追加し、650万円とするものです。

これによりまして、歳入合計額19億6,146万9千円から1,191万4千円を減額し、総額を19億4,955万5千円とするものです。

次に歳出についてご説明いたします。

3款1項清掃費から、1,800万円を減額し、6億2,487万1千円とするものです。

次に4款1項常備消防費に250万円を追加し、10億5,741万4千円とするものです。

次に4款3項消防施設費に358万6千円を追加し、1億291万2千円とするものです。

これによりまして、歳出合計額19億6,146万9千円から、1,191万4千円を減額し、総額を19億4,955万5千円とするものです。

次に第2表継続費補正についてご説明いたします。

2ページをお開き願います。

継続費の変更につきましては、令和2年度及び令和3年度の2か年の継続費で執行する、最終処分場整備事業について、この度の新型コロナウイルス感染症の影響により、住民説明会の開催が遅れたことから令和2年度に執行予定しております生活環境影響調査などの業務委託について、当初の予定よりも事業の執行が遅れているため、継続費の年割額を変更するものです。

3款1項清掃費、最終処分場整備事業の補正前の額、令和2年度の年割額2,320万円を補正後2,370万円に増額し、令和3年度の年割額2,640万円を4,440万円に増額し、総額4,960万円を6,810万円に増額するものです。

次に3ページの歳入歳出補正予算事項別明細書の1総括を省略いたしまして、3歳出から説明いたします。

6ページをお開き願います。

3款1項5目塵芥処理施設費、12節委託料1,800万円の減額につきましては、先ほど継続費で説明したとおり、最終処分場整備事業に係る最終処分場測量及び地質調査業務委託料1,850万円、最終処分場整備に係る生活環境影響調査業務委託料620万円、最終処分場整備基本計画作成業務委託料1,700万円それぞれを減額し、事業費の年割額の変更によるものと事業の一括発注を行うために事業名を最終処分場建設に係る調査設計等業務委託料とし、2,370万円を補正するものです。

8ページをお開き願います。

4款1項1目消防費、10節需用費250万円の増額につきましては、コロナ感染症対策に伴う救急隊員用の感染防止衣や高性能マスクN95などの救急業務に係る経費を補正するものです。

4款3項1目消防施設費、17節備品購入費358万6千円の増額につきましては、救急用資

機材として感染症患者搬送装置に係る経費を補正するものです。

次に、2歳入について説明いたします。

4ページをお開き願います。

1款1項1目広域組合負担金から、841万4千円を減額するものです。

衛生負担金、3塵芥1,200万円を減額、これは最終処分場整備事業の委託料の見直しに伴う減額です。

5消防負担金358万6千円の追加、これは備品購入費の追加分です。

5款1項1目繰越金に、消防分250万円を追加するものです。

これは救急業務消耗品の追加です。

10ページをお開き願います。

継続費についての前々年度末までの支出額、前年度末までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額並びに事業の進行状況等に関する調書について説明いたします。

最終処分場整備事業について、継続費の補正でご説明しましたとおり、令和2年度と令和3年度の年割額と総額、財源内訳などについて記載のとおり変更となっております。

以上で説明を終わります。

よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（前田篤秀君）

これより質疑を行います。

質疑は、第1表歳入歳出予算補正を省略して、歳入歳出補正予算事項別明細書の、3歳出より行います。

3款、衛生費、6ページから7ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

次に、4款、消防費、8ページから9ページ。

山本議員。

○3番（山本 悟君）

9ページの4款1項1目10節需用費、消耗品費で250万円を組んでいます。

救急業務消耗品ということで、今説明ではマスクと感染防止衣という話がありました。

救急隊員の出勤時の服装はどのようになっているのかお聞かせ願いたい。

○議長（前田篤秀君）

会田消防課長。

○消防課長（会田政敏君）

救急隊員の感染防止衣については、救急出勤の全症例に対して感染防止衣の上下を着用し、マスクについては、集塵性の高い高機能マスクを着用しています。

その他にゴーグル、グローブ、キャップ、状況に応じてヘルメットやシューカバーを着用して感染防止対策を講じております。

○議長（前田篤秀君）

山本議員。

○3番（山本 悟君）

はい、よくわかりました。

感染防止衣やマスクは、1回ごとに交換する物なのか、使い回しする物なのか教えてください。

○議長（前田篤秀君）

会田消防課長。

○消防課長（会田政敏君）

マスクは基本的には1回ごとに廃棄します。

コロナウイルス感染症が発生した当初は1回ごとに廃棄していたのですが、密着性が確保されている間は清潔に取扱うことで、2、3回は再使用できます。

感染防止衣にあっても、1回ごとに廃棄していましたが、洗濯や消毒の適切な方法の情報提供がなされ、それにより複数回使用可能となりました。

○3番（山本 悟君）

はい、わかりました。

私が気になることは、救急隊員が感染する恐れが一番心配なことですから、十分に注意していただきますようお願いいたします。

○議長（前田篤秀君）

ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

次に、2歳入に入ります。

1款、分担金及び負担金、4ページから5ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

なければ、3款、国庫支出金、4ページから5ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

なければ、5款、繰越金、4ページから5ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

なければ、第2表継続費補正、2ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって、質疑を終わります。

これより議案第1号「令和2年度遠軽地区広域組合一般会計補正予算（第2号）」を採決いたします。

本案は、討論を省略して原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

以上をもちまして、本臨時会に付議されました議案の審議は、すべて終了いたしました。

これをもって、令和2年第3回遠軽地区広域組合議会臨時会を閉会いたします。

10時28分閉会

議長 前田篤秀

議員 渡部正騎

議員 吉野正剛